

SOLAS 条約 第 III 章改正等に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

2006 年末に開催された IMO 第 82 回海上安全委員会 (MSC82) において, SOLAS 条約第 III 章の一部改正が決議 MSC.216(82)として採択され, 2008 年 7 月 1 日に発効することとなっている。

また, 平成 18 年 6 月 18 日付 国土交通省発行の国海査 96 号の 2 に示される船舶検査の方法 B 編 2.7.12 では, MSC/Circ.1093 に置き換わるものとして MSC.1/Circ.1206 が参照されている。

今般, 決議 MSC.216(82)及び MSC.1/Circ.1206 に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ダビット進水式の救命いかだの自動離脱フック, 救助艇の負荷離脱装置及び自由降下式救命艇の離脱装置の作動試験を明記した。
- (2) ダビット進水式の救命いかだ及び救命艇並びに救助艇の進水装置の試験内容を改めた。
- (3) イマーシヨンスーツを備える場所として, 安全設備規則 3 編 2.15.1-4.に規定される追加の救命いかだが積付けられる区域を含めるよう改めた。
- (4) 片舷から他舷へ容易に移動できる救命いかだの質量を 185kg 未満に制限した。
- (5) 救命艇, 進水装置及び離脱装置の保守整備方法については, MSC.1/Circ.1206 を参照するように改めた。